

## 令和6年度ソーシャルメディアを活用した諏訪地域観光PR業務 仕様書（案）

この仕様書は、長野県諏訪地域振興局（以下「委託者」という。）が行う令和6年度ソーシャルメディアを活用した諏訪地域観光PR業務を委託するにあたり、必要事項を定めるものである。

### 1 業務の目的

諏訪地域は首都圏に近接する好条件から観光地利用者の約7割が県外客であるが、通過型・立ち寄り（日帰り）観光地で一人当たり観光消費額が県平均より低い。また、外国人延宿泊者数が全県に対して少なく、インバウンド誘客に課題がある。

本業務では、諏訪地域の滞在型観光の魅力をターゲット層に効果的にPRすることができるソーシャルメディア及びインフルエンサーを介し、国内外での認知拡大を図るとともに、旅行の情報収集をしているユーザーの訪問・滞在意欲を喚起する。あわせて、旅行者目線による新たな魅力の発見、課題等を聴取し、今後の事業展開の検討材料とする。

《想定する誘客ターゲット》

- ・国内の小グループ（家族、親しい友人等）
- ・国外の訪日旅行への関心が高い層

ただし、業務の目的を達成するためにより効果的なターゲットがあれば、これによらない。

### 2 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）

### 3 業務内容

#### (1) 滞在型観光の魅力PR

滞在型観光地としての諏訪地域の魅力をターゲット層に効果的にPRすることができるインフルエンサーを招請し、諏訪地域で滞在観光して、その魅力や感想等を旅行者目線で伝える動画等を制作のうえ、インフルエンサー自身のソーシャルメディアアカウントによる情報発信を行う。

##### ① PR媒体について

1に記載のターゲット層に応じた訴求力の高いソーシャルメディア、インフルエンサーを選定するものとする。

例 YouTuber：チャンネル登録者が国内中心に100,000人 主に旅動画を発信

Instagrammer：世界各国にフォロワーが200,000人 主に訪日旅行情報を発信

※ターゲットに応じ、それぞれ1人以上のインフルエンサーを選定することが好ましいが、同一人物が2つのターゲットを兼ねる場合はこれによらない。

② PR 内容について

- ア 2泊3日以上の旅程とし、諏訪湖周エリア（岡谷市、下諏訪町、諏訪市）と八ヶ岳西麓エリア（茅野市、原村、富士見町）を周遊して観光する様子の動画等を制作し、自身のソーシャルメディアアカウントにて発信する。その際、諏訪地域の各市町村1個以上のコンテンツ及び諏訪湖サイクリングロードを紹介すること。
- イ 観光スポットだけでなく、アクティビティや文化体験、地域の食等、ターゲットに訴求できるコンテンツを組み合わせること。
- ウ 観光素材として構図やアングルなど見映えのよい写真、動画を使用すること。

③ PR 方法について

- ア 国内外での認知拡大を図るとともに、旅行の情報収集をしているユーザーの訪問・滞在意欲を喚起するうえで、効果的な投稿タイプ、タイミング、回数等により実施すること。  
※投稿タイプは、ソーシャルメディアごとに配信できる時間・容量などの仕様が定められている投稿形式と定義する。  
例 YouTube：ショート、ロング  
Instagram：フィード、リール、ストーリーズ、IGTV
- イ 撮影後、概ね2週間以内に1つ以上の動画等を投稿するものとする。  
※2つ以上の投稿をする場合、2つ目以降はこれによらない。

④ 共通事項

- ア 公募時の提案を基に、委託者と協議のうえ決定すること。
- イ インフルエンサーの意見を取り入れ、インフルエンサーの個性や感性を重視しつつ、アをふまえた打合せを十分に行うこと。
- ウ あらかじめ1に対する効果を測る指標を定めること。  
例 認知拡大：YouTube 再生回数 30,000 以上、Instagram リーチ数 50,000 以上  
訪問・滞在意欲の喚起：視聴者アンケートによる効果測定
- エ 撮影や動画掲載に係る施設管理者との交渉・手配や打合せ等一切の業務は受託者の責任において行うこと。
- オ 撮影に係る費用（出演料、宿泊料、交通費、保険料等）は受託者の負担とすること。
- カ アクティビティ中の事故をはじめ、行程中に生じる怪我や物損等についてのインフルエンサーの個人責任の範囲について、あらかじめ同意を得ること。
- キ 人物が映っている映像についてはその者の肖像権等に関する必要な許可を取る等、権利を侵害することのないよう十分留意すること。

(2) データ分析及び報告

3(1)で定めた効果指標に基づく効果を測定するとともに、1で示した課題の解決に向けた分析を行い、報告すること。

① データ分析について

- ・効果測定の方法は、公募時の提案を基に協議のうえ決定すること。  
例 想定する誘客ターゲットごとに視聴者アンケートを実施し、回答者には抽選によ

るプレゼントを用意する等、分析に適する回答数（200程度）を収集するとともに、動画制作の行程や実施状況（インフルエンサー、モデルコースの選定、行程等）及び動画配信結果（YouTube アナリティクスやInstagramのデータ）と絡めて、旅行者の属性に応じたニーズや課題等について分析する。

- ・インフルエンサーから旅行の感想や旅行先としての強み・弱み等のフィードバックを受け、まとめること。
- ・旅行者目線による新たな魅力の発見、課題等を聴取し、今後の事業展開の検討材料となり得る分析を行うこと。

## ② 報告

委託者が開催する会議等に参加し、分析結果について報告すること。その際、必要に応じてインフルエンサーを招請すること。

## 4 業務実施体制

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- (1) 実施責任者及び委託者との各種調整窓口となる業務担当者を配置すること。
- (2) 本業務の実施体制を示す実施体制表及び事故等緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等について書面を委託者に提出すること。
- (3) 本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償責任を負わなければならない。
- (4) 契約締結後、受託者は速やかに業務実施計画（実施内容、スケジュール等）を作成し、委託者の承認を得ること。

## 5 成果品

実施報告書 紙媒体2式、電子媒体1式

インフルエンサーが制作した動画等 電子媒体1式

## 6 納入場所

長野県諏訪地域振興局商工観光課 長野県諏訪市上川一丁目1644の10

※委託者の検査を受けた後に納品

## 7 留意事項

- (1) 受託者は、事業の実施に際して関係する法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に実施するにあたり必要と認められる場合は、委託者と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。なお、その場合において、受託者は、再委託した業務に関する進捗管理の責任をもって行うものとする。

- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その仕様に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 受託者が作成した本業務にかかる成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）については、第三者から利用承諾を受けているものを除き、委託者に帰属するものとする。なお、事業履行の成果による動画等の著作権については制作者に帰属するものとする。ただし、委託者が事業において当該動画等を使用する場合は、権利所有者の許可を必要としないものとする。
- (5) 委託者及び受託者は、本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には使用してはならないこと。契約期間の終了後も同様とする。
- (6) 受託者の責任に起因して発生した損害については、受託者の責任において賠償すること。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたって必要な関係書類を整備し、委託者からの提出を求められた場合には速やかに提出すること。
- (8) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに委託者と協議を行い、業務を実施すること。その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、委託者と協議の上、定めること。